合意書

茅ヶ崎領	恵洲会病院と	: (保険薬)			_は、
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用に					
おいては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。					
				記	
1. <u>院外</u> 处	1方箋に係る	個別の処	方医への同	意確認を不要とする項目に	ついて
「疑義照会簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる疑義照会を省略する事例については、包括的に					
薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認					
を不要とす	-				
	削師法第 23	. ,			
i. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調					
剤してはならない。 ・・・ 薬剤師は、加力よりは記載される医薬具にある。 スの加力よりな充分しる医師、特利医師具					
ii. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。					
(み <u>日</u> /)	で回い言う	で 日子(こ)勿し	コでかくは、	か、これが変変更して間別し	C 14 14 19 14 1 1 0
2. 運用開	見始について	-			
20	年	_	日から運用]を開始する。	
3. 合意の解除及び内容の変更について					
合意の)解除及び内	羽容の変更	については	、、必要時協議を行うことと	する。
					以上
	・名称・代表				
20	年	月	日		tomo e e e
				住所: 神奈川県茅ケ崎市	辛町 14-1
				名称: 茅ヶ崎徳洲会病院	,
				代表者: 病院長 立川 隆光	卸
20	年	月	日		F-11
20	'	7 1	Н	住所:	
名称:					
				代表者:	